

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する 条例

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から17の項までを2項ずつ繰り上げ、18の項を削り、19の項を16の項とし、20の項から22の項までを3項ずつ繰り上げ、23の項の前に次のように加える。

20 法第107条第1項の規定による 介護医療院の開設の許可の申請を しようとする者	介護医療院開設許可申請手数 料	63,000円
21 法第108条第1項の規定による 介護医療院の開設許可の更新の申 請をしようとする者	介護医療院開設許可更新申請 手数料	17,000円

別表中23の項を削り、24の項を22の項とし、25の項から27の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

26 健康保険法等の一部を改正する 法律（平成18年法律第83号）附則 第130条の2第1項の規定により なおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前 の法第107条の2第1項の規定に よる指定介護療養型医療施設の指 定の更新の申請をしようとする者	指定介護療養型医療施設指定 更新申請手数料	17,000円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

指定居宅介護支援事業者指定申請手数料等を廃止するほか、介護医療院開設許可申請手数料等の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。